


## 第4章 計画の推進に向けた具体的施策（素案イメージ）

各主体が、自主的かつ積極的な取組みを進め、協力し合いながら循環型社会の形成を図るための軸となる基本の考え方を以下のとおりとします。

<p><b>1 循環型社会の 着実な構築</b></p> <p>・3Rの実践と廃棄物の適正処理により、誰もが持続可能な形で資源を利用できる社会を目指します</p>	<p><b>2 災害・感染症・ 気候変動への備え</b></p> <p>・災害廃棄物や感染症、気候変動に対しての準備を整えることで、安心して快適に暮らせる社会を目指します。</p>	<p><b>3 美しく豊かな 環境の保全</b></p> <p>・不法投棄や海洋ごみになり得る散在性ごみへの取組みを強化することで、岐阜県の美しく豊かな環境を守ります。</p>
---	--	--

### 1 循環型社会の着実な構築

<p>(1) <b>ごみ減量化の推進</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭ごみ減量の推進 .....</li> <li>② 県民向け講習会等、食品ロスについて学ぶ機会を創出 .....</li> <li>③ リサイクル施設の見学等体験型学習会の開催 .....</li> <li>④ 県ホームページやSNS等での家庭ごみ減量化に関する情報発信 .....</li> <li>⑤ 食品ロスの実態把握や食品廃棄物の再生利用に関する市町村の取組み支援 .....</li> <li>⑥ ぎふ食べきり運動の推進 .....</li> <li>⑦ 食品ロス削減推進法に基く県の地域計画を策定 .....</li> <li>⑧ 「ぎふプラごみ削減モデルショップ」制度の推進 .....</li> <li>⑨ 石油由来プラスチック代替製品の利用促進 .....</li> </ul>	

## 第5章 計画の推進と進行管理

### 1 各主体の役割

持続可能な循環型社会の形成を目指し、本計画を着実に推進するためには、各主体が個々に行動するだけでなく、相互に連携・協力し合いながら問題の解決に向けて取り組む必要があります。

本計画では、各主体が果たすべき役割について、次のとおり考えています。

### ○ 県民の役割

県民は、日常生活において、一人ひとりが廃棄物を排出者し、環境負荷を与えている当事者であるとともに、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して、意識的に、より環境負荷の少ないライフスタイルを実践することが求められています。

具体的には、次のような取組みが考えられます。

#### 取組みの具体例

##### 【プラスチックごみ削減の推進】

- ・マイバック、マイボトルを利用する。
- ・ストローやスプーン等の使い捨てプラスチック製品の使用を控える。
- ・詰め替え用製品を選択するなど、容器製品等は積極的に再利用する。

##### 【食品廃棄物削減の推進】

- ・食材は必要なだけを使い切り、食べ残しをしないことで、食品廃棄物を削減する。

##### 【紙ごみ削減の推進】

- ・市町村の分別回収や地域での資源回収に積極的に協力する。

##### 【3R に関する取組み】

- ・リサイクル商品や環境負荷の少ない商品の購入など環境にやさしい買い物を心がける。(グリーン購入)
- ・フリーマーケットやレンタルサービスを活用する。

・  
・  
・  
・